

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社第一キャリーと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般貨物自動車運送事業
2. 貨物運送取扱事業
3. 損害保険代理店業
4. 介護タクシー業務
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都足立区に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 80,000,000 円とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の資本は、これを80,000口に分け、
出資1口の金額は、金1,000円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名及び住所並びに出資口数は、次のとおりとする。

東京都足立区加賀2丁目10番6号
60口 岡田 正明

東京都足立区2丁目18番8号
20口 小林 和子

第3章 株主総会

(株主総会)

第7条 当会社の株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(総会の招集)

第8条 株主総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- 2 株主総会を招集するには、会日より7日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。
- 1 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議 長)

第9条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第10条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の決議権の過半数をもって決する。
2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、総株主の半数以上であつて、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議 決 権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第12条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議 事 録)

第13条 総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役 員

(取締役の員数)

第14条 当会社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第15条 当社の取締役は、当社の社員中より株主総会において選任する。
ただし、必要があるときは、株主以外のものから選任することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第16条 当社に社長1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。
2 当社を代表する取締役は、社長とする。

(報酬等)

第17条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の議決によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第18条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第19条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いを義務を免れるものとする。

6章 附 則

(最初の事業年度)

第20条 当社の第1期の事業年度は、当社成立の日から
昭和51年 3月 31日までとする。

(設立当初の役員)

第21条 当社の設立当初の役員は、次のとおりである。

取締役 岡田正雄

(準拠すべき法律)

第22条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法の施行に伴う関係法令の
整備等に関する法律（第2節 有限会社法の廃止に伴う経過措置等）
及び会社法その他の法律の定めるところによるものとする。

以上当会社の定款に相違ない。

令和 年 月 日

有限会社第一キャリア

代表取締役 岡田 正明

取締役 小林 和子